

## 日本物理学会学生優秀発表賞（領域4） 授賞規則

本規則は、日本物理学会における日本物理学会学生優秀発表賞の選考にあたり、領域4からの推薦者を選考するための審査方法を定めるものである。

### 1. 審査委員会

審査委員会は、一次審査委員会と二次審査委員会から構成される。一次審査委員会の委員は、領域代表、同副代表、および領域代表が委嘱する複数の委員から構成する。二次審査委員会は領域代表、同副代表、および領域代表が委嘱する3名、計5名の委員で構成する。いずれの審査委員会においても、領域代表が委員長をつとめる。審査委員長は、審査期間中に領域代表の交代が生じた場合、速やかに新領域代表と交代する。審査委員の任期は授賞終了までの期間とし、再任は妨げない。

### 2. 公募方法

領域4 ホームページ等において行う。

### 3. 応募資格

講演申込み時点で、大学・大学院または同等の機関に所属し、学部・修士・博士課程のいずれかに在籍し、かつ、当該大会の一般講演において、筆頭講演者かつ発表当日の登壇者として口頭発表を行う者。応募は各大会1人1件までとする。過去に本賞を受賞した者も審査の対象とする。合同セッションで発表する場合においても、本賞に応募できる。

### 4. 表彰件数

応募総数の10%程度。ただし、最大4件とする。

### 5. 応募方法

応募は自薦による。応募者は以下の2つの応募手続きを行うこと。

- ① 応募者は、当該大会の講演申込時に、講演要旨の文の最初に「学生賞応募」と明記すること。ただし、その際、「学生賞応募」の5字を含めて200字以内とすること。
- ② 応募者は、講演概要原稿提出締切日から1週間以内に、審査申請書を審査委員長宛に電子メールと郵送で提出すること。審査申請書は以下の項目を含むものとする。講演番号、講演題目、応募者氏名、物理学会会員番号、応募者所属、課程・学年、連絡先、指導教員名、論文/学会発表リスト、当該研究における応募者の役割・貢献、指導教員の自筆サインまたは押印、当該講演の講演概要。

## 6. 審査の手続き

審査においては、審査申請書と学会での発表によって、研究内容・発表の分かりやすさ・研究内容の新規性や重要性・研究における応募者の寄与の度合いを総合的に評価する。審査に際しては、審査委員と共同研究者の関係にあると判断される場合は、その審査委員は当該候補者の審査には加わらないものとする。

- ① 一次審査は、学会発表時に一次審査委員が行う。
- ② 二次審査は、二次審査委員会において一次審査の結果をもとに行われる。

## 7. その他

本規定細則は、二次審査委員会の議を経て変更することができる。ただし、変更内容について理事会の承認を求めるとともに、インフォーマルミーティングで報告することとする。

制定 2018年3月22日

理事会承認 2018年4月14日